

「消費税の転嫁拒否等に関する調査」についてよくある質問

Q 1 この調査の目的は何ですか。

A この調査は、貴社が他の事業者から消費税の転嫁拒否等の法律上問題となる行為を受けていないかを把握し、問題のある行為の是正につなげるために行うものです。

Q 2 消費者との取引は、この調査の対象となりますか。

A 消費者との取引は、この調査の対象ではありません。

Q 3 回答に当たって電話で確認したいのですが、連絡先はありますか。

A 公正取引委員会及び中小企業庁が設置しているコールセンターに御連絡ください。

電話番号 0570-050-510 又は 03-5539-0419

受付時間 9:00~18:00 (土日祝日及び年末年始を除く。)

Q 4 コールセンターの電話番号は、なぜナビダイヤルなのですか。

A 全国どこからでも同じ通話料でおかけいただけるようにするためです。

Q 5 なぜ当社が調査対象に選ばれたのですか。

A 全ての中小事業者を対象とすることを目指した、悉皆的な調査を段階的に実施することとしているためです。

Q 6 当社はこの調査に回答する義務があるのですか。

A この調査は、貴社に回答を義務付けているものではありません。

Q 7 郵送物に印字されている宛名又は住所が当社の名称又は住所と異なっているのですが、どのようにすればいいですか。

A 修正をせずに回答していただけます。正しい名称又は住所をお知らせいただける場合は、御手数ですが、公正取引委員会及び中小企業庁が設置しているコールセンターに御連絡ください。

電話番号 0570-050-510 又は 03-5539-0419

受付時間 9:00~18:00 (土日祝日及び年末年始を除く。)

Q 8 問題のある行為をしている取引先法人事業者がいません。

A この調査に回答いただく必要はありません。なお、回答用紙は、期限を過ぎても提出することができます。回答用紙を御手元に保管いただき、今後、消費税の転嫁拒否を受けた場合に提出していただくことも可能です。

Q 9 この調査に回答したくありません。

A この調査に回答いただく必要はありません。

Q 10 当社は法人事業者に、商品を販売又はサービスを提供していません。

A この調査に回答いただく必要はありません。なお、回答用紙は、期限を過ぎても提出することができます。回答用紙を御手元に保管いただき、今後、消費税の転嫁拒否を受けた場合に提出していただくことも可能です。

Q 1 1 当社は事業活動をしていません（廃業、休業、倒産、解散、清算、合併など）。

A この調査に回答いただく必要はありません。お知らせいただける場合は、御手数ですが、回答用紙のA欄に「貴社の企業番号」と、右下のチェック欄へ「レ点」を記入した上で、返送してください。

Q 1 2 インターネットを利用した調査票への回答はできますか。

A 中小企業庁のウェブサイト (<https://mm-enquete-cnt.meti.go.jp/form/pub/shohizei/m5nrxt3>) より、情報を提供していただくことができます。

Q 1 3 先日も公正取引委員会から調査票が届き回答しています。同じような調査に何度も回答する必要はあるのですか。

A 貴社が既に回答した調査は、今回の調査とは別の調査です。御面倒をお掛けしますが、この調査にも御協力をお願いします。

Q 1 4 調査に回答したことや回答内容が他の事業者知られることはありませんか。

A この調査に回答いただいたこと及び回答いただいた内容については、この調査の目的以外には一切使用しません。また、回答していただいた内容を他の事業者に知らせることはありません。

Q 1 5 消費税転嫁対策特別措置法の法令やガイドラインを調べたいのですが、どうしたらいいですか。

A 公正取引委員会ウェブサイト (https://www.jftc.go.jp/tenkataisaku/hourei_tenkataisaku/index.html) に「法令・ガイドライン等」を掲載しています。

Q 1 6 複数の取引先法人事業者から行為を受けている場合は、どのように記入すればいいですか。

A 1枚の回答用紙に複数の取引先法人事業者名を記載いただいて構いません。

Q 1 7 企業番号とは何ですか。

A この調査に使用するため、公正取引委員会及び中小企業庁が貴社に付した番号です。貴社の企業番号は、右肩に「協力依頼」と記載の文書に印字してありますので御確認ください。

Q 1 8 設問Aについて、当社の情報を記入する必要はありますか。

A 記入していただかなくても回答していただけます。

Q 1 9 取引先事業者の住所については、本店、支店のどちらを記入すればいいですか。

A 可能な限り、本店の住所を記入してください。不明な場合は、御存知の住所を記入していただいて構いません。